資料３

ステッキホルダーの保持部に関する JIS の制定

－高齢者及び障害のある人の日常生活における安全性及び利便性向上を目指して－

2019 年 6 月 20 日

ステッキホルダーは、高齢者及び障害のある人の日常生活における有効なサポートツールです。

一方でステッキホルダーは、机やカウンター等に初めから内蔵されているもの、専用の家具や備品として自立して置かれるもの等、様々な形態が存在しています。また、ステッキホルダーの保持部は、高齢者及び障害のある人が弱い力でも安全に、また容易に操作できるよう配慮した設計をする必要がありますが、業者によって性能等が様々であり、利用者に不自由を強いる懸念がありました。このような背景を受けて今般、「新市場創造型標準化制度」を活用して、ステッキホルダーの保持部の設計について JIS T9289 として制定しました。

この規格が普及することで、高齢者及び障害のある人に配慮されたステッキホルダーが広く普及し、日常生活における安全性及び利便性の向上が期待されます。

1．JIS 制定の目的

ステッキホルダーは、日常携行するステッキを建造物、施設、交通機関等において一時立て掛けて保持するためのものであり、高齢者及び障害のある人が日常生活を送る上での有効なサポートツールです。一方で、現在市場にあるステッキホルダーは様々な形態が存在しています。また、ステッキホルダーの保持部は、高齢者及び障害のある人が弱い力でも安全に、容易に操作できるよう配慮した設計をする必要がありますが、業者によって性能、耐久性等が様々であり、利用者に不自由を強いる懸念があることから、統一の基準又は設計指針が求められていました。

ステッキホルダーの製造において長年にわたる実績を有する企業を中心に規格化が進められ、ステッキホルダーの保持部に関する規格（JIS T9289 高齢者・障害者配慮設計指針－ステッキホルダーの保持部）が制定されました。

2．JIS 制定の主なポイント

製品としてのステッキホルダーは、机やカウンター等に初めから内蔵されているもの、単体の部品として机やカウンター等に取り付けるもの、専用の家具や備品として自立して置かれるもの等、様々な形態が存在します。これらのステッキホルダーの保持部は、高齢者及び障害のある人が弱い力でも安全に、かつ、容易に操作できるよう配慮する必要があります。

a) 内蔵された例

b) 単体例

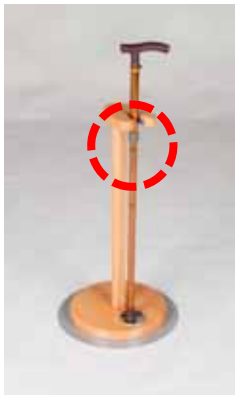

c) スタンド例

図１　ステッキホルダーの外観例（点線で囲んだ部分がステッキホルダーの保持部です。）

また、装着の際には、使用者がバランスを崩さないようにステッキの下端を床面に突いて装着したり、周囲の物を移動させずに済むよう傾けて装着したり、様々な装着方法が想定されます。そこで本規格は、ステッキホルダーの機能の要であり、またいずれの形態にも共通する保持部に焦点をあて、その設計について規定しました。

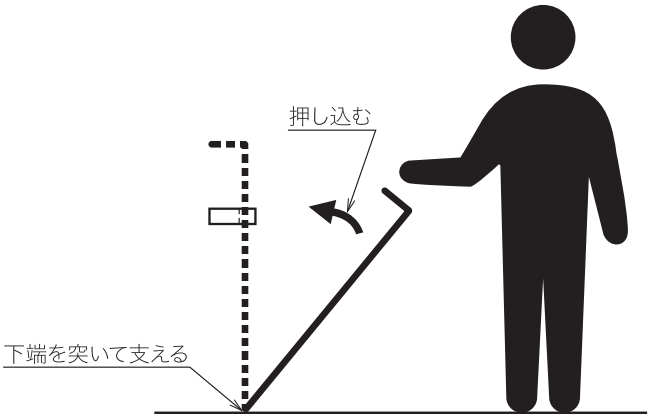

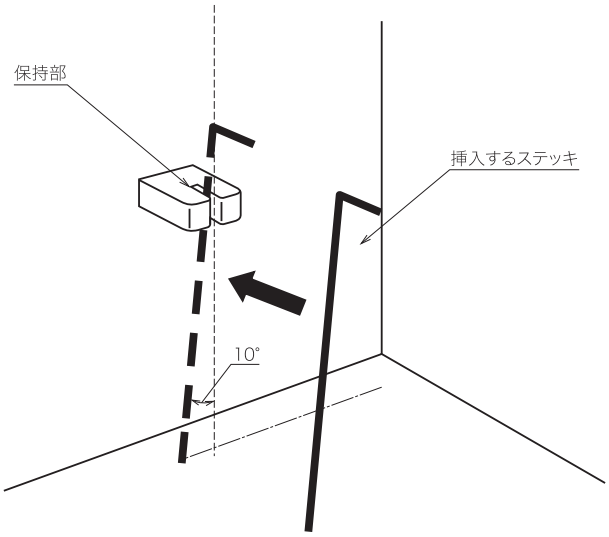

図２　ステッキの下端を床に突いて装着する例　**図３　ステッキを傾けて装着する例**

3. 期待される効果

この規格の制定により、性能や耐久性が確保されたステッキホルダーが広く普及することで、高齢者及び障害のある人の日常生活の安全性及び利便性の向上が期待されます。

※日本工業標準調査会（JISC）のHP（http://www.jisc.go.jp/）から、
「JIS T9289でJIS検索すると本文を閲覧できます。

[担当]

経済産業省　産業技術環境局　国際標準課　(03-3501-9277、内線3423)

(課長)黒田　(担当)荒井、伊藤、青山